

eConsoliTaxご利用企業

ご担当者 各位

株式会社 TKC

**「大法人の平成27年4月1日以後開始事業年度」の
別表11(1)等(貸倒引当金)の作成に関するご注意(お願い)**

平成23年12月税制改正で、大法人(銀行等一定の法人を除く)は、貸倒引当金の損金算入制度(法法52)の対象外となりました。また、当改正の経過措置(平成23年12月改正法附則13①)においても、平成27年3月31日以前開始事業年度までの適用です。

そのため、**大法人(銀行等一定の法人を除く)の平成27年4月1日以後開始事業年度では、貸倒引当金の繰入額は全額損金不算入となり、法人税別表11(1)及び11(1の2)(以下「別表11(1)等」といいます)の作成は不要となります。**

これを踏まえた、eConsoliTaxの貸倒引当金関連の入力方法についてご説明させていただきます。

また、この点について、ご説明が不足していましたことをお詫び申し上げます。

1. eConsoliTaxの別表11(1)等の計算処理に関するご説明

(1) 別表11(1)等の記載要領では、これらの別表は、「貸倒引当金の損金算入」(法法52)の適用を受ける場合に限り作成することとされています。

(2) 平成23年12月税制改正で、「貸倒引当金の損金算入」(法法52)の適用関係は以下の通りとなりました。

①平成27年3月31日以前開始事業年度

法人の種類		「貸倒引当金の損金算入」の適用
中小法人		可
大法人	銀行等一定の法人	可
	上記以外の法人※	可(経過措置により、改正前の限度額の3/4～1/4を損金算入可)

②平成27年4月1日以後開始事業年度

法人の種類		「貸倒引当金の損金算入」の適用
中小法人		可
大法人	銀行等一定の法人	可
	上記以外の法人※	不可

※連結納税制度の場合には、当該法人又は連結親法人が銀行等一定の法人に該当しない大法人の場合にも適用不可となります。

したがって、平成27年4月1日以後開始事業年度では、大法人で別表11(1)等を作成するのは、銀行等一定の法人のみとなります。

(3) これを踏まえ、eConsoliTaxでは、平成27年4月1日以後開始事業年度で、大法人が別表11(1)等を作成する場合は、銀行等一定の法人に該当するものとして、貸倒引当金の損金算入額を計算しています。

2. eConsoliTaxでの貸倒引当金関連の入力方法

(1) 平成27年3月31日以前開始事業年度の場合

法人の種類にかかわらず、「貸倒引当金の損金算入」を適用できますので、貸倒引当金繰入額がある場合は、これまで通り、別表11(1)等のRPを入力してください。

(2) 平成27年4月1日以後開始事業年度の場合

① 「中小法人」又は「大法人のうち、銀行等一定の法人に該当する法人」の場合

「貸倒引当金の損金算入」を適用できますので、貸倒引当金繰入額がある場合は、これまで通り、別表11(1)等のRPを入力してください。

② 「大法人のうち、銀行等一定の法人に該当しない法人」の場合

1) 「貸倒引当金の損金算入」を適用できませんので、別表11(1)等のRPは入力しないでください。(既に、別表11(1)等のRPを入力済みの場合は、削除してください。)

2) 貸倒引当金の繰入額がある場合は、全額損金不算入となりますので、メニュー「403. 別表4の2付表と別表5の2(1)付表1で直接申告調整する内容の入力」の「留保2」RPで、当該貸倒引当金の繰入額を直接入力(加算)してください。

(H27)留保2(4の2付表で直接調整し5の2(1)付表1へ連動する項目)

0000000001: 千代田製造株式会社 【平成27年度】

2. 当期申告における別表4の2付表の税務調整(留保金額)について入力してください。画面上部の【前期RP確認】で前期の当RPの入力内容が確認できます。

行	区分名 (4表: 別表4の2付表, 5表: 別表5の2(1)付表1)	期首連結個別 利益積立金額	適格合併等による引継額 (別表5の2(1)増)	当期の申告調整		5の2(1) 調整区分	差引翌期首連 個別利益積立
				加算	減算		
11	4表 貸倒引当金繰入額否認 5表 貸倒引当金			加 増 85,000,000	減 85,000,000		85,000,000
12	4表 5表			加 増	減 減		
13	4表 5表			加 増	減 減		
14	4表 5表			加 増	減 減		
15	4表 5表			加 増	減 減		
16	4表 5表			加 増	減 減		
17	4表 5表			加 増	減 減		
入力データの計		5,980,000,000		1,157,080,000	980,000,000		8,057,080,000

▲ 別表5の2(1)付表1の増減欄を反転マイナス表示する場合は、「別表5の2(1)調整区分」欄を選択してください。

F2 前頁 F3 次頁 F4確認終了 F10処理メニュー

(次頁へ)

3. 株式会社TKCの対応（緊急改訂）

(1) 計算処理時の注意メッセージの追加

大法人が平成27年4月1日以後に開始する事業年度で、別表11(1)等を作成している場合、計算処理時に注意メッセージを表示するよう、平成27年度eConsoliTaxの計算プログラムを、平成27年7月13日(月)の9時までに修正を行います。

(注)当プログラム修正は、TISCのサーバー・プログラムの修正のため、各パソコンにインストールされているシステムのバージョンアップ(提供)はありません。

(2) 入力インターフェースの改善

eConsoliTaxの今後の改訂時に、別表11(1)等のRPの入力画面に注意メッセージを表示する等の改善を予定しています。詳細につきましては、別途ご案内させていただきます。

以 上